

平成27年度 四国地方公共工物品質確保推進協議会（第2回幹事会）

開催結果の概要

- 日 時：平成28年1月19日（火） 13:30～15:00
- 場 所：高松サポート合同庁舎低層棟2FアイホールA、B、C会議室
- 出席者：5国の機関等、4県、55市町村、3特殊法人等 約100名

◆議 事

(1) 平成27年度の取組状況について（報告）

以下の項目について、事務局より報告。

1) 四国地方公共工物品質確保推進協議会の取り組み状況

協議会の活動状況について

- ・平成27年度における四国品確協の活動状況
 - ①各県部会を中心として自治体支援活動を実施
 - ②自治体支援（工事検査・成績評定の臨場）の活用推進
 - ③国・県等の既存研修制度等の活用推進
 - ④国・県の職員等を学識経験者として活用推進
 - ⑤国・県による発注関係事務実施状況をヒアリング

2) 発注関係事務の実施状況(H27)の把握について

- ・四国品確協を通じて、運用指針の主なポイントの「必ず実施すべき事項」について、工事・業務の実施状況を把握。把握結果については、協議会後に公表予定。

(2) 「四国品確協」設置要領の改正(案)について

「四国地方公共工物品質確保推進協議会」設置要領改正(案)について、原案にて協議会に諮る合意を得た。

(3) 平成28年度実施方針(案)について

協議会の実施方針(案)、スケジュール(案)について、原案にて協議会に諮る合意を得た。

1) 公共工物品質確保の推進に向けた取組

各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施

2) 発注者間の連携や調整

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況を把握
- ②各発注者の発注関係事務の実施状況を公表
- ③発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- ④発注者共通の課題への対応や各種施策の推進

3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等

発注関係事務の実施状況等の把握結果を踏まえた、国・県の個別支援や品質確保関係相談窓口の活用、工事検査の臨場、研修等の支援。

(4) 発注関係事務の実施状況(H28)の把握について

把握項目について、事務局より説明。

- ・平成28年度は、運用指針の主なポイントの「必ず実施すべき事項」について、工事と業務の実施状況を把握し公表。
- ・運用指針の主なポイントの「実施に努める事項」について、工事の実施状況を把握し公表。把握項目は、H28第1回県部会で各県毎に設定予定。
- ・各発注者が年度当初に取組目標を設定し公表、協議会後に取組目標の達成状況を公表。

(5) 意見交換会

発注や施工時期の平準化の推進、設計変更ガイドラインの策定、ワンデーレスポンス、三者会議の推進、新規採用を対象とした工事検査の臨場、次年度からの一般競争入札の導入、発注見通しについてインターネット上での公表の取組など自治体の取組の紹介、人材育成が課題との意見有り。

◆会議の全景

